

[事案 24-23] 損害賠償請求

・平成 24 年 8 月 3 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約締結の際、重要事項の説明がなかったため損害を被ったとして、その賠償を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

これまで、一方的な勧誘を受け、契約転換を 5 回も繰り返し、重要事項の説明・報告もなく大変な損害を受けていることから、その損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

本件契約は、昭和 50 年 9 月に加入した養老保険を、昭和 54 年 12 月に養老保険に契約転換し、さらに平成 3 年 12 月に契約転換したものであるが、昭和 50 年 9 月と昭和 54 年 12 月の養老保険の契約者は申立人の元夫であることから、その後、契約者変更後、契約者として申立人が行った契約転換は平成 3 年の一度だけであり、申立人の主張は事実ではない。また、その他の主張については、根拠のないものが多く、認否も困難であることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方から提出された書面等にもとづき審理したが、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 当審査会にて双方の主張を検討したところ、本件の主たる争点は、平成 3 年 12 月 1 日の申立契約締結時に、十分な説明がなされたか否かである。
- (2) 本手続に提出された客観的な証拠では、争点に関する事実認定が困難であり、これを判定するには当事者の供述によらざるをえないが、契約から 20 年以上経過し当事者の記憶が薄れている現状において、双方の主張のみで当審査会において事実関係を明らかにすることは困難であることから、本件については、裁判所における訴訟手続によることが適切であり、厳密な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うには適当でない。
- (3) また、損害賠償の請求については、その不法行為成立の根拠及び損害額算定の根拠が申立人の主張からは不明であり、仮に、平成 3 年の契約締結時の募集人の行為が不法行為に該当するというのであれば、20 年以上経過しているため、不法行為の除斥期間（民法 724 条）が経過しており、申立人が不法行為を理由に損害の賠償を求めることはできない。

[参考]

民法第 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。